

プロジェクト IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ
関連及び気候関連のリスク及び機会の開示

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準における**企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会の開示**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 13 項参照）。

日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準において、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のこと（日本版 S2 基準においては、「サステナビリティ関連」を「気候関連」とする。）を定める。

- (1) 短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」と定義する。
- (2) サステナビリティ開示は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならない。
- (3) 基準の定めにかかわらず、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会については、開示する必要はない。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示について、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

3	<p>This Standard requires an entity to disclose information about all sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity’s cash flows, its access to finance or cost of capital over the short, medium or long term. For the purposes of this Standard, these risks and opportunities are collectively referred to as ‘sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity’s prospects’.</p> <p>本基準は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。本基準の目的において、これらのリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」という。</p>
6	<p>Sustainability-related risks and opportunities that could not reasonably be expected to affect an entity’s prospects are outside the scope of this Standard.</p> <p>企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、本基準の範囲外である。</p>

5. また、IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、次のように記述している。

2	<p>Information about sustainability-related risks and opportunities is useful to primary users because an entity’s ability to generate cash flows over the short, medium and long term is inextricably linked to the interactions between the entity and its stakeholders, society, the economy and the natural environment throughout the entity’s value chain. Together, the entity and the resources and relationships throughout its value chain form an interdependent system in which the entity operates. The entity’s dependencies on those resources and relationships and its impacts on those resources and relationships give rise to sustainability-related risks and opportunities for the entity.</p> <p>短期、中期及び長期にわたり企業がキャッシュ・フローを生み出す能力は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じて利害関係者、社会、経済及び自然環境との間の相互作用と密接につながっているため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、主要な利用者にとって有用なものである。企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じたリソース及び関係は、これらをあわせて、当該企業が事業を営む相互依存的なシステムを形成する。それらのリソース及び関係に対する企業の依存関係並びにそれらのリソース及び関係に対する当該企業のインパクトは、当該企業に対してサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる。</p>
B2	<p>An entity’s sustainability-related risks and opportunities arise out of the interactions between the entity and its stakeholders, society, the economy and the natural environment throughout the entity’s value chain. These interactions—which can be direct and indirect—result from operating an entity’s business model in pursuit of the entity’s strategic purposes</p>

and from the external environment in which the entity operates. These interactions take place within an interdependent system in which an entity both depends on resources and relationships throughout its value chain to generate cash flows and affects those resources and relationships through its activities and outputs—contributing to the preservation, regeneration and development of those resources and relationships or to their degradation and depletion. These dependencies and impacts might give rise to sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect an entity’s cash flows, its access to finance and cost of capital over the short, medium and long term.

企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じた利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用から生じる。これらの相互作用は、直接的であることもあれば間接的であることもあるが、企業の戦略上の目的を追求する当該企業のビジネス・モデルの運用及び企業が事業を営む外部環境から生じる。これらの相互作用は、企業がキャッシュ・フローを生み出すためにバリュー・チェーンを通じたリソース及び関係に依存し、かつ当該企業の活動及びアウトプット（それらのリソース及び関係の維持、再生及び発展又は劣化及び減耗に寄与する。）を通じてそれらのリソース及び関係に影響を与えるような、相互依存的なシステムの中で行われる。これらの依存関係及びインパクトは、短期、中期及び長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる場合がある。

B3 For example, if an entity’s business model depends on a natural resource—such as water—the entity could both affect and be affected by the quality, availability and affordability of that resource. Specifically, degradation or depletion of that resource—including resulting from the entity’s own activities and from other factors—could create a risk of disruption to the entity’s operations and affect the entity’s business model or strategy and could ultimately negatively affect the entity’s financial performance and financial position. In contrast, regeneration and preservation of that resource—including resulting from the entity’s own activities and from other factors—could positively affect the entity. Similarly, if an entity operates in a highly competitive market and requires a highly specialised workforce to achieve its strategic purposes, the entity’s future success will likely depend on the entity’s ability to attract and retain that resource. At the same time, that ability will depend, in part, on the entity’s employment practices—such as whether the entity invests in employee training and wellbeing—and the levels of employee satisfaction, engagement and retention. These examples illustrate the close relationship between the value the entity creates, preserves or erodes for others and the entity’s own ability to succeed and achieve its goals.

例えば、企業のビジネス・モデルが（水のような）天然資源に依存している場合、企業は当該資源の品質、利用可能性及び入手可能性に影響を与えると同時に影響を受ける可能性がある。具体的には、その資源の劣化又は減耗（企業自身の活動及びその他の要因から生じるものを含む。）は、企業の事業に混乱をもたらすリスクを生み出し、企業のビジネス・モデル又は戦略に影響を与える可能性があり、また、最終的には企業の財務業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。対照的に、その資源の再生及び維持（企業自身の活動及びその他の要因から生じるものを含む。）は、企業に有利な影響を与える可能性がある。同様に、企業が、競争が激しい市場で事業を営んでおり、その戦略上の目的を達成するために高度に専門的な労働力を必要とする場合、企業の将来の成功は、その資源を引きつけて維持する企業の能力に依存する可能性が高い。同時に、その能力は、企業が従業員の研修及び福利に投資しているかどうかなどの企業の雇用慣行並びに従業員の満足度、対話及び定着率のレベルに部分的に依存する。これらの例は、企業が他者のために生み出し、維持し、又は毀損する価値と、企業が成功し目標を達成する企業自身の能力との間の密接な関係を示している。

B4 Resources and relationships that an entity depends on and affects by its activities and outputs can take various forms, such as natural, manufactured, intellectual, human, social or financial. They can be internal—such as the entity’s workforce, its know-how or its organisational processes—or they can be external—such as materials and services the entity needs to access or the relationships it has with suppliers, distributors and customers. Furthermore, resources and relationships include, but are not limited to, the resources and relationships recognised as assets in the entity’s financial statements.

企業がその活動及びアウトプットによって依存し、また影響を与えるリソース及び関係は、自然なもの、製造されたもの、知的なもの、人的なもの、社会的なもの又は財務的なものなど、さまざまな形をとり得る。これらは、企業の労働力、ノウハウ又は組織プロセスなど、内部的なものであることもあれば、企業がアクセスする必要がある材料及びサービス、又はサプライヤー、流通業者及び顧客との関係など、外部的なものであることもある。さらに、リソース及び関係には、企業の財務諸表において資産として認識されるリソース及び関係が含まれるが、これらに限定されない。

B5 An entity’s dependencies and impacts are not limited to resources the entity engages with directly, and to the entity’s direct relationships. Those dependencies and impacts also relate to resources and relationships throughout the entity’s value chain. For example, they can relate to the entity’s supply and distribution channels; the effects of the consumption and disposal of the entity’s products; and the entity’s sources of finance and its investments, including investments in associates and joint ventures. If the entity’s business partners throughout its value chain face sustainability-related risks and opportunities, the entity could be exposed to related consequences of its own.

企業の依存関係及びインパクトは、当該企業が直接関与するリソースに限定されず、当該企業の直接的な関係に限定されない。それらの依存関係及びインパクトは、企業のバリュー・チェーンを通じたリソース及び関係にも関連する。例えば、企業の供給チャンネル及び流通チャンネル、企業の製品の消費及び廃棄の影響並びに関連会社及び共同支配企業への投資を含む企業の資金源及び投資に関連する可能性がある。企業のバリュー・チェーンを通じたビジネス・パートナーがサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面した場合、企業自身も関連する結果にさらされる可能性がある。

6. IFRS S2 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会の開示について、次のように定めている。

2 This Standard requires an entity to disclose information about climate-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity’s cash flows, its access to finance or cost of capital over the short, medium or long term. For the purposes of this Standard, these risks and opportunities are collectively referred to as ‘climate-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity’s prospects’.

本基準は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。本基準の目的において、これらのリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会」という。

4 **Climate-related risks and opportunities that could not reasonably be expected to affect an entity’s prospects are outside the scope of this Standard.**

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれない気候関連のリスク及び機会は、本基準の範囲外である。

公開草案に対する当委員会のコメント

7. IFRS S1 号の公開草案では、企業が主要な利用者の意思決定に有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという目的を達成するため、企業がさらされている重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある (material) 情報を開示することが求められていた。
8. これに対し、当委員会は、「重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会」とはどのようなものか説明すべきであるとのコメントを行った。

事務局による分析

9. 本資料の第 4 項から第 6 項に掲げた要求事項は、サステナビリティ開示及び気候関連開示において開示すべき情報が、「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会」及び「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、気候関連のリスク及び機会」に関する情報であることを明らかにしている。
10. これは、IFRS S1 号の公開草案において「重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会」とされていたもの及び IFRS S2 号の公開草案において「重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー」とされていたものを言い換えたものであり、サステナビリティ開示及び気候関連開示において開示すべき対象が何であるのかが明確になったと考えられる。
11. この対応によって公開草案に対する当委員会の懸念は解消されたと考えられるため、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。
12. この際、「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会」及び「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、気候関連のリスク及び機会」については、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準において、それぞれ「企業の見通しに影響を与えることが合理的に

見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」及び「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会」と定義することが考えられる。

(事務局による提案)

13. 日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準において、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のこと（日本版 S2 基準においては、「サステナビリティ関連」を「気候関連」とする。）を定めることが考えられるかどうか。
 - (1) 短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」と定義する。
 - (2) サステナビリティ開示は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならない。
 - (3) 基準の定めにかかわらず、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会については、開示する必要はない。

文案

14. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準において次のこと（日本版 S2 基準においては、「サステナビリティ関連」を「気候関連」とする。）を定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
 - (1) 短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」と定義する。
 - (2) サステナビリティ開示は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならない。
 - (2) 基準の定めに関わらず、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会については、開示する必要はない。
- ② 日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上